

Vanguard®

交付運用報告書 | 作成対象期間第59期(2019年1月1日~2019年12月31日)

# バンガード®・インデックス・ファンズ – バンガード・スモールキャップ・インデックス・ファンド

## Vanguard Index Funds - Vanguard Small-Cap Index Fund

米ドル建／オープンエンド契約型外国投資信託  
米国デラウェア籍法定トラスト アドミラル受益証券

### 第59期末

1口当り純資産価格	79.37米ドル
純資産総額	42,386百万米ドル
第59期	
トータル・リターン	27.37%
1口当り分配金額	1.104米ドル

(注1)トータル・リターンは、表示通貨(米ドル)建ての純資産価格に基づき計算されております。以下同じです。

(注2)1口当り分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

ファンドの運用報告書(全体版)は受益者のご請求により交付されます。交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

代行協会員

バンガード・インベストメンツ・ジャパン株式会社

### 受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。さて、バンガード・インデックス・ファンズ・バンガード・スモールキャップ・インデックス・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第59期の決算を行いました。ファンドの投資目的は、米国の小型株の投資収益を測る目標となるインデックスのパフォーマンスへの一致を目指して運用を行うことです。インデックス投資手法を用い、インデックスを構成する株式に投資し、CRSP USスモールキャップ・インデックスにおける割合とほぼ同じ割合で株式を保有することにより、目標インデックスに一致させようと試みます。当期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

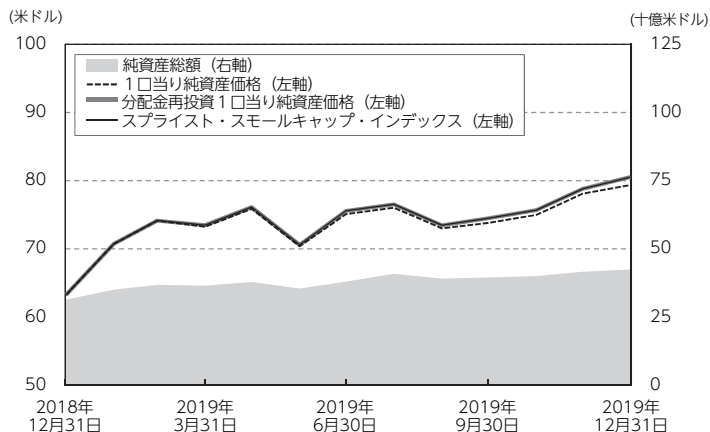
今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

#### その他記載事項

運用報告書(全体版)は代行協会員のウェブサイト(<https://www.vanguardjapan.co.jp>)の投資信託情報ページにて電磁的方法により提供しております。

## 《運用経過》

### 【当期の1口当り純資産価格等の推移について】



第58期末の1口当り純資産価格：

63.23米ドル

第59期末の1口当り純資産価格：

79.37米ドル (分配金額1.104米ドル)

トータル・リターン：

27.37%

#### ■ 1口当り純資産価格の主な変動要因

後記「投資環境およびポートフォリオについて」をご参照下さい。

(注1) 分配金再投資1口当り純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

(注2) 分配金再投資1口当り純資産価格は、第58期末の1口当り純資産価格を起点として指数化しています。

(注3) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注4) ベンチマークはスプライスト・スモールキャップ・インデックスとしており、前期末の基準価額にあわせて再指数化しています。なお、スプライスト・スモールキャップ・インデックスは、2003年5月16日まではラッセル2000インデックス、2013年1月30日まではMSCI USスモールキャップ1750インデックス、それ以後はCRSP USスモールキャップ・インデックスを指します。

### 【費用の明細】

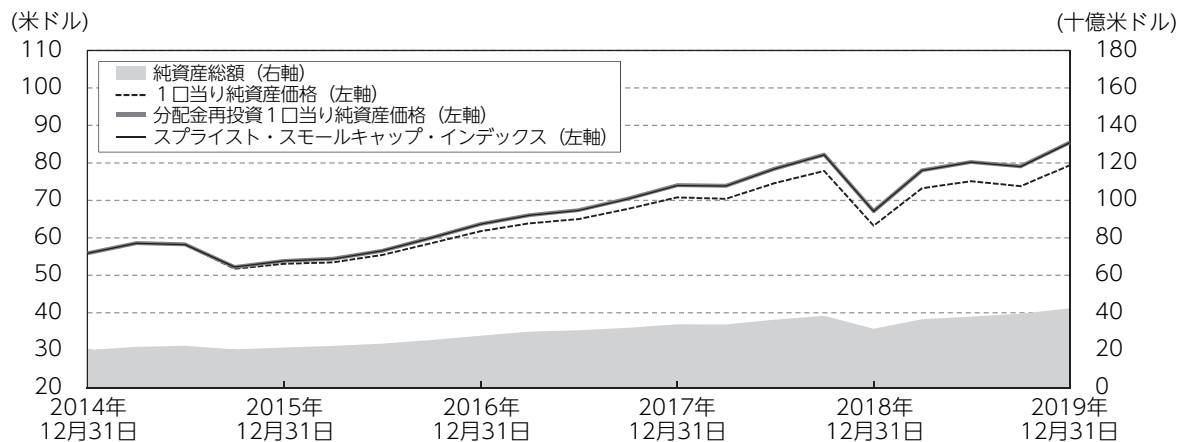
#### 投資者が投資額に応じて毎年負担する費用

経費	アドミラル受益証券に対する経費率（ファンドの合計年間運営費用の平均純資産額における割合）は0.05%でした。経費率には、管理費用およびその他の費用を含みますが、投資有価証券の売買にかかる取引費用は含まれません。		
	手数料等	料率	対価とする役務の内容
	管理費用	0.04%	人事、オフィススペースおよび設備の提供等の管理的性格の業務および事業運営にかかる業務
	その他の費用	0.01%	ファンドが負担したその他の費用金額

(注1) 上記の手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(注2) 各報酬については、英文目録見書に定められている料率を記しています。「その他の費用」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。

## 【最近5年間の1口当り純資産価格等の推移について】



	第54期末 2014年 12月31日	第55期末 2015年 12月31日	第56期末 2016年 12月31日	第57期末 2017年 12月31日	第58期末 2018年 12月31日	第59期末 2019年 12月31日
1口当り純資産価格 (米ドル)	55.87	53.05	61.77	70.78	63.23	79.37
1口当り分配金額 (米ドル)	0.800	0.784	0.923	0.957	1.054	1.104
トータル・リターン (%)	7.50	-3.64	18.30	16.24	-9.31	27.37
ベンチマークのトータル・リターン (%)	7.54	-3.68	18.26	16.24	-9.33	27.35
純資産総額 (百万米ドル)	20,034	21,441	27,778	33,801	31,382	42,386

(注) 分配金再投資1口当り純資産価格は、第54期末の1口当り純資産価格を起点として指数化しています。

## 【投資環境およびポートフォリオについて】

### ファンドのパフォーマンスの概要

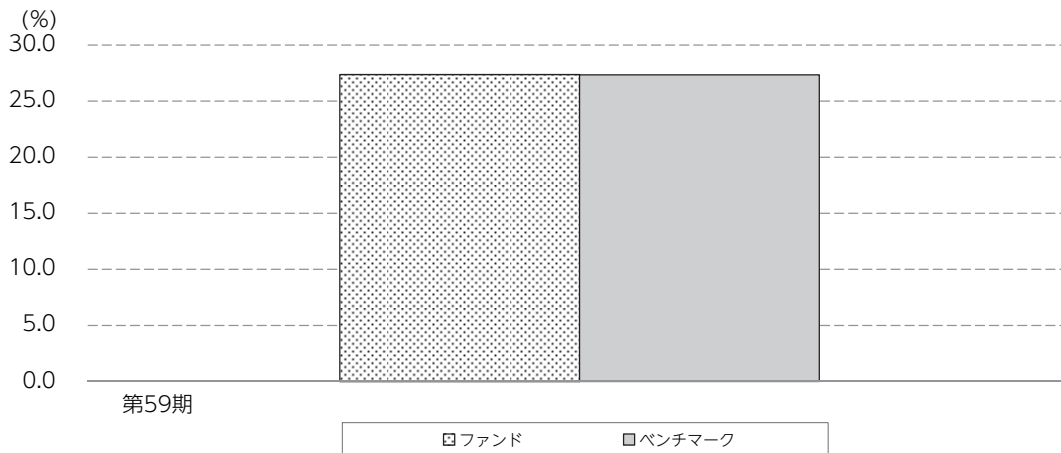
- ・ 2019年12月31日に終了した12か月間に、グロース銘柄およびバリュー銘柄の両方に投資するファンドは、27%を超えるリターンでした。ファンドは、ベンチマークに密接に連動しました。
- ・ グロース銘柄はバリュー銘柄よりは明らかによいパフォーマンスを示し、大型株が中小型株を上回りました。
- ・ セクター別では、金融がファンドにおいて最もリターンに貢献しました。通信および石油・ガスが、唯一の足枷となりました。
- ・ 2019年12月31日までの10年間の年間平均リターンは、約13%となりました。

## 【ベンチマークとの差異について】

以下のグラフは、ファンドとベンチマークのトータル・リターンの対比です。

当期において、ファンドは、目標インデックスのパフォーマンスに極めて緊密に連動しました。

ファンドとベンチマークの対比



## 【分配金について】

当期（2019年1月1日～2019年12月31日）の1口当り分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当り純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当り分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

（金額：米ドル）

分配落日	1口当り純資産価格	1口当り分配金額 (対1口当り純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む1口当り 純資産価格の変動額 <sup>(注2)</sup>
2019/3/27	72.24	0.229 (0.32%)	11.74
2019/6/26	73.00	0.232 (0.32%)	0.99
2019/9/13	75.41	0.216 (0.29%)	2.63
2019/12/23	79.44	0.428 (0.54%)	4.46

(注1) 「対1口当り純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当り純資産価格比率 (%) =  $100 \times a / b$

a = 当該分配落日における1口当り分配金額

b = 当該分配落日における1口当り純資産価格 + 当該分配落日における1口当り分配金額

以下同じです。

(注2) 「分配金を含む1口当り純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当り純資産価格の変動額 =  $b - c$

b = 当該分配落日における1口当り純資産価格 + 当該分配落日における1口当り分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当り純資産価格

以下同じです。

(注3) 2019年3月27日の直前の分配落日（2018年12月21日）における1口当り純資産価格は、60.73米ドルでした。

## 《今後の運用方針》

ファンドは、米国の小型株の投資収益を測る目標となるインデックスのパフォーマンスへの一致を目指して運用を行います。ファンドは、今期も前期同様の投資目的と投資戦略を追求する所存です。

## 《お知らせ》

インバスター受益証券は2019年5月24日をもって、アドミラル受益証券に強制転換されました。したがって、本書はアドミラル受益証券の状況について記載されています。

## 《ファンドの概要》

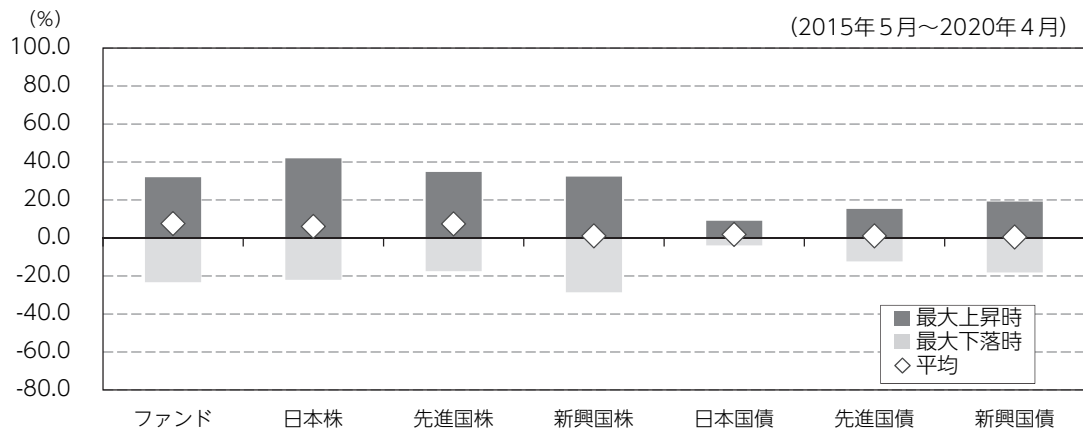
ファンド形態	米ドル建／オープンエンド契約型外国投資信託 米国デラウェア籍法定トラスト
信託期間	無期限
繰上償還（解散）	ファンドの受益者への60日前の事前の書面による通知によって受託者会はいつでもファンドを終了させることができます。
運用方針	ファンドは、米国の小型株の投資収益を測る目標となるインデックスのパフォーマンスへの一致を目指して運用を行います。
主要投資対象	下記「ファンドの運用方法」をご参照下さい。
ファンドの運用方法	ファンドは、米国の小企業の株式に広く分散したインデックスであるCRSP USスモールキャップ・インデックス（以下「インデックス」といいます。）のパフォーマンスに一致するよう設計されたインデックス投資手法を用います。ファンドは、ファンドの資産の全部または実質的に全部を目標となるインデックスを構成する株式に投資し、目標インデックスにおける割合とほぼ同じ割合で株式を保有することにより、目標インデックスに一致させようと試みます。
主な投資制限	<p>ファンドは、以下の基本的投資制限に従わなくてはなりません。基本的投資制限はファンドの株式の過半数にあたる受益者の承諾がなければ、いかなる方法によっても変更することはできません。</p> <p><b>借入れ</b>          ファンドは、1940年投資会社法（以下「1940年法」といいます。）またはその他の準拠法、その規則、もしくは米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）またはファンドに対する権限を有するその他の規制当局が認める範囲内でのみ、借り入れを行うことができます。</p> <p><b>商品</b>          ファンドは、1940年法またはその他の準拠法、その規則、もしくはSECまたはファンドに対する権限を有するその他の規制当局が認める範囲内でのみ、商品に投資することができます。</p> <p><b>分散</b>          総資産の75%について、ファンドは（1）単一発行体の発行済議決権付証券の10%以上を購入し、または（2）その結果、ファンドの総資産の5%以上が当該証券の発行体に投資されることとなるような場合に証券を購入することはできません。本制限は米国政府またはその機関、または下部機構の債務には適用されません。</p> <p><b>産業への集中投資</b>          ファンドは、インデックスの構成を目標インデックスに近似させるために必要な場合を除き、同じ部門または同じ産業グループで主要な事業活動を行う発行者の証券に集中して投資をしてはなりません。</p> <p><b>投資目的</b>          ファンドの投資目的は株主決議なく変更できません。</p>

<p>主な投資制限</p>	<p><b>貸付</b>          ファンドは、1940年法またはその他の準拠法、その規則、もしくはSECまたはファンドに対する権限を有するその他の規制当局が認める範囲内でのみ、他者への貸付を行うことができます。</p> <p><b>不動産</b>          ファンドは、証券またはその他の証書を保有した結果として取得した場合を除き、不動産に直接投資をしてはなりません。本制限は、ファンドが（1）不動産の投資、取引を行うか、または不動産取引に従事する企業により発行されるか、もしくは（2）不動産またはその利益により担保または保証される証券またはその他の証書への投資を妨げるものではありません。</p> <p><b>優先返済証券</b>          ファンドは、1940年法またはその他の準拠法、その規則、もしくはSECまたはファンドに対する権限を有するその他の規制当局が認めた場合を除き、優先返済証券へ投資をしてはなりません。</p> <p><b>引受</b>          ファンドが1933年証券法に規定される証券の販売に関する引受会社とみなされる場合を除き、ファンドは他の発行者の証券の引受会社としての業務を行うことはできません。</p> <p>日本におけるファンドのインベスター受益証券の募集に関しファンドは、日本証券業協会に従い、以下の事項を行わないことを保証しています。<sup>(注)</sup></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）ファンドの純資産の10%を超える借入れ。ただし一時的または緊急の目的のための借入れを除きます。</li> <li>（2）バンガードが運営する他のミューチュアル・ファンドとともに、あらゆる発行会社の発行済株式総数の50%以上の購入。</li> <li>（3）ファンドの純資産の15%以上を非流動証券（受託者会によって設定された手続きに従って市場性があると決定された場合を除き、転売が制限された証券を含みます。）に投資すること。</li> <li>（4）あらゆる場合におけるファンドの純資産価額を超えた証券の空売り。</li> </ol> <p>かかる投資制限は、（1）ファンド証券の日本国内における募集または販売が適する限り、また（2）日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則において設定されている「外国投資信託受益証券の選別基準」によって必要とされる限り、効力を有します。</p> <p><small>（注）インベスター受益証券の募集は2017年11月30日に終了しました。インベスター受益証券は、2019年5月24日をもって、アドミラル受益証券に強制転換されました。</small></p>
<p>分配方針</p>	<p>ファンドは、受益者に対して、全ての純所得（利息、配当から費用を控除した額）を、保有する資産の売却によって実現した短期または長期のネット・キャピタル・ゲイン同様分配します。所得の分配は通常年に4回、3月、6月、9月および12月に行われます。キャピタル・ゲインの分配があれば、通常年に1回、12月に行われます。さらに、ファンドは、随時、追加配当を年度の一定時点で行うことがあります。</p> <p>日本の投資者は所得またはキャピタル・ゲインの分配を現金で受領します。</p> <p>上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。</p>



## (参考情報)

### ■ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### ■ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率 (%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均リターン	7.6	6.1	7.4	1.1	1.9	1.1	0.5
最大値	32.0	41.9	34.8	32.3	9.1	15.3	19.2
最小値	-23.3	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1

\* 2015年5月～2020年4月の5年間に於ける年間騰落率(各月末時点)の平均・最大・最小を、当該ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

#### \* 各資産クラスの指数

- 日本株……………TOPIX (配当込み)
  - 先進国株……………FTSE先進国株価指数 (除く日本、円ベース)
  - 新興国株……………S&P新興国総合指数
  - 日本国債……………BBG/パークレイズE1年超日本国債指数
  - 先進国債……………FTSE世界国債指数 (除く日本、円ベース)
  - 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数 (円ベース)
- ※S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX (東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所 (以下「株東証取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、株東証取引所が有しています。なお、ファンドは、株東証取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東証取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。FTSE先進国株価指数 (除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数 (除く日本、円ベース) およびFTSE新興国市場国債指数 (円ベース) に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

- (注1) 分配金再投資受益証券1口当り純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- (注2) ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資受益証券1口当り純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- (注3) ファンドの年間騰落率は、表示通貨建てで計算され、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- (注4) 各代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- (注5) ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- (注6) ファンドの分配金再投資受益証券1口当り純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当り純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率やトータル・リターンとは異なる場合があります。
- (注7) ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

## 《ファンドデータ》

### 【ファンドの組入資産の内容】 (第59期末現在)

#### ●組入上位資産

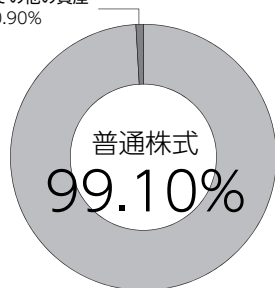
(組入銘柄数：1,361銘柄)

	組入比率
Leidos Holdings Inc.	0.36%
Zebra Technologies Corp.	0.36%
Atmos Energy Corp.	0.35%
IDEX Corp.	0.34%
STERIS plc	0.33%
Teledyne Technologies Inc.	0.33%
Equity LifeStyle Properties Inc.	0.32%
Tyler Technologies Inc.	0.30%
Allegion plc	0.30%
Teradyne Inc.	0.30%

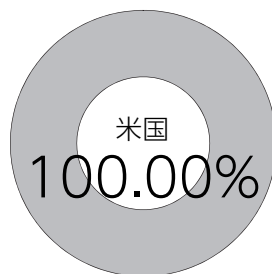
(注) 組入比率は全受益証券クラスの純資産総額に対する各組入資産の評価額の割合です。

#### ●資産別配分

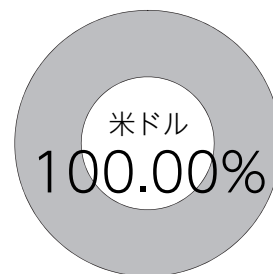
現金、その他の資産  
0.90%



#### ●国別配分



#### ●通貨別配分



(注1) 組入銘柄に関する詳細な情報につきましては、運用報告書(全体版)に記載されています。

(注2) 全受益証券クラスの資産を表示しています。

### 【純資産等】

項 目	第59期末
純 資 産 総 額	42,386百万米ドル
発 行 済 口 数	534,019千口 (0口)
1口当り純資産価格	79.37米ドル

第59期中		
販 売 口 数	買 戻 口 数	発 行 済 口 数
126,576千口 (0口)	88,898千口 (0口)	534,019千口 (0口)

(注) ( )の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。